

小型特殊自動車を**所有中**、または**新規購入**した方へ

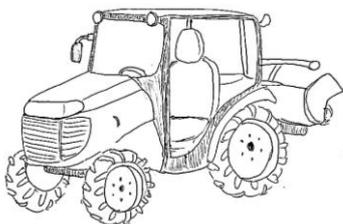
- 軽自動車税は、所有していることに基づいて課税されます。
公道を走らない車両でも、必ずナンバープレートの交付申請及び税申告が必要です。
- 購入日 や 譲り受けた日 から 15日以内に、
ナンバープレートの交付申請並びに軽自動車税の申告手続きが必要です。手続き方法は、裏面をご覧ください。
- 正当な理由なく申告をしないことや申告を遅延すること、勝手に古いナンバーを付け替えることはできません。

●小型特殊自動車（農耕用）とは？

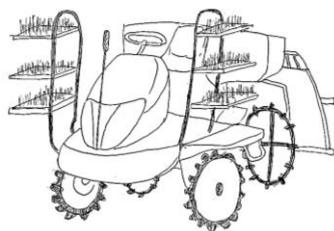
対象車両	要件	軽自動車税(年額)
<u>乗用装置の付いた</u> ・トラクタ ・田植機 ・コンバイン ・スピードスプレーヤー ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(型式認定番号が「農 号」と表示されているもの)	・最高速度 <u>35km/h未満</u> ・大きさや排気量の制限なし	2,400 円

※最高速度 35km/h以上の場合は大型特殊自動車に分類され、償却資産の申告が必要です

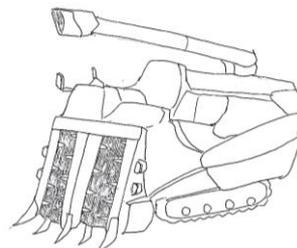
※乗用装置の無い手押し式の車両は、償却資産の申告対象になります



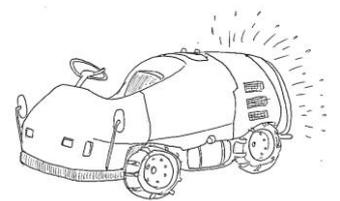
トラクタ



乗用田植機



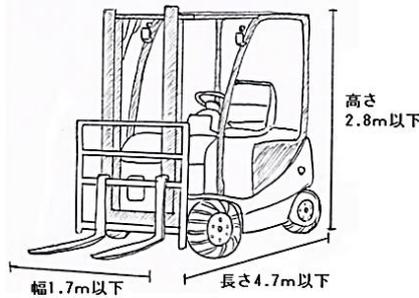
乗用コンバイン



スピードスプレーヤー

●小型特殊自動車（その他）とは？

対象車両	要件	軽自動車税(年額)
ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダー、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ(ホイールローダ)、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車(ロードヒータ、ラインマーカー)、国土交通大臣の指定する構造のカピラを有する自動車に該当すると判断された自動車(ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車)、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車)	<ul style="list-style-type: none"> ・①～④を全て該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①最高速度 15km/h以下 ②長さ 4.7m以下 ③幅 1.7m以下 ④高さ 2.8m以下 ・排気量制限なし 	5,900 円



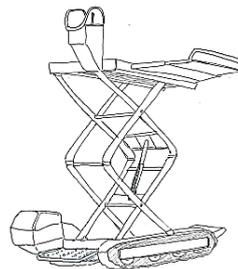
※どの対象車両に該当するか不明の場合は、税務課管理諸税係へお問合せください

※上記①～④の4つの要件を1つでも超える場合は大型特殊自動車に分類され、償却資産申告が必要です

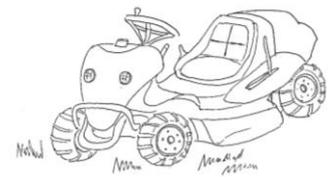
※乗用装置の無い手押し式の車両は、償却資産の申告対象になります



ホイールローダ



クローラ運搬車(高所作業機能付き)



乗用草刈機

●ナンバー登録手続き

手続き場所	天童市役所 市民課 (庁舎1階)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税申告書(市役所窓口にあります) ・印鑑(個人の場合は認印可、法人の場合は代表者印が必要です) ・本人確認書類(運転免許証等) ・販売証明書または譲渡証明書(申告書に記載欄があります) ※販売日、譲渡日の日付を明記してください ・仕様書やカタログ(車両の大きさや最高速度のわかる資料)

※必要なものに不足がある場合は、事前に市民課市民係にお問合せください

※正当な理由がなく申告しなかった場合は、天童市市税条例第74条に基づき10万円以下の過料が科せられます

●お問合せ先

軽自動車のナンバー登録について	市民課 市民係	☎023-654-1111 (内線 717)
軽自動車税について	市税務課 管理諸税係	☎023-654-1111 (内線 773)
大型特殊自動車のナンバー登録について	東北運輸局山形運輸支局	☎050-5540-2013
償却資産申告について	市税務課 固定資産税係	☎023-654-1111 (内線 778)